

**現状と課題等に関するWG  
これまでの検討状況（報告資料概要）**

平成 2 8 年 1 2 月

- 本WGでは、これまで、
  - (1)「ユニバーサルサービスを構成するサービスの現状と課題」として、
    - 郵便サービスの種別である、第一種郵便物から第四種郵便物について、
    - 特に、政策的な低廉料金サービスである第三種郵便物と第四種郵便物については個別サービスごとに、
  - (2)「ユニバーサルサービスの提供方法に係る現状と課題」として、
    - ユニバーサルサービスの提供方法に係る郵便法に定める許認可について、
    - 郵便局ネットワークについて、日本郵便へのヒアリングを行い、ヒアリングの際に、日本郵便から示された課題を中心に意見交換を実施するなど、計6回開催。
- これまでの議論の経過として、現状と課題等を整理したもの、また、引き続き検討するものなどをWGとしてとりまとめ。

## これまでの開催実績

開催日	議題
第1回 (平成28年7月29日)	郵政事業のユニバーサルサービスの現状、情報通信審議会答申概要、検討スケジュール(案)、今後の主な検討事項等
第2回(9月13日)	我が国及び諸外国の郵便制度の現状等、日本郵便株式会社へのヒアリング等
第3回(10月17日)	前回会合(日本郵便ヒアリング)での主なご意見等、政策的低廉料金サービス、郵便事業の収支状況の情報開示等
第4回(10月26日)	日本郵便株式会社へのヒアリング等【非公開】
第5回(11月15日)	郵便法に定める認可・届出、日本郵便株式会社への追加質問の回答等【非公開】
第6回(11月22日)	本WGのこれまでの検討状況等【非公開】

## 1. 現状

### (1) 郵便物の種別

➤ 郵便法において、郵便物の内容、形体及び性質等により、文化的、社会的又は経済的な面から料金に配慮を加えたり、取扱いを異にする等の必要があるとの観点から、4つの種別を設けている。

→ 第一種郵便物：書状等、第二種郵便物：葉書、第三種郵便物：定期刊行物、第四種郵便物：通信教育、点字、盲人用録音物等、農産物種子等、学術刊行物

### (2) 郵便物の引受物数の推移

➤ 郵便物の総引受物数は、平成13年度のピーク時から連続して減少（平成27年度180億通はピーク時（262億通）と比べ、31.5%減少）。

### (3) 料金水準及び料金規制

➤ 第一種郵便物（25g以下の定形郵便物）は82円以下、第二種郵便物は82円より低いものであることとしており、届出制。

➤ 封書（定形）・はがきの料金は、平成6年に見直して以降、22年間、その水準は維持されている（消費税転嫁を除く）。

### (4) 郵便事業の収支

➤ 平成27年度において、郵便事業の収支（第一種～第四種、特殊取扱及び国際郵便の営業利益）は123億円。

➤ 民営化以降、第一種郵便物は黒字を計上しているが、利益幅は年々減少。

➤ 第二種郵便物は、平成24年度を除き赤字を計上し、平成27年度は民営化以降最大の294億円の赤字を計上。

## 2. 課題（日本郵便㈱から示された課題）

### (1) 物数の減少

平成13年度をピークに一貫して減少傾向。一方で、配達箇所数は横ばいであることから、引受物数の減少が営業費用の減少につながりにくい。

### (2) コスト増

大型郵便物（定形外）の増加によるコスト増。

● 定形外は近年増加傾向

● 郵便物の厚さが3cmを超えると持戻率が急増

日本郵便補足

<今後の利用見込み>

- ・ 郵便受箱に投函できないものは、定形外郵便物の約6%程度（平成27年度ベースで6千万通程度）。
- ・ 定形外郵便物については、今後も、eコマースの市場規模拡大により、更に利用の拡大が見込まれる。

<コストへの影響>

- ・ 郵便受箱に投函できない定形外郵便物の再配達に伴う事務負担（対面配達・保管等の事務）が増加。

### (3) 第二種の赤字

第二種郵便物は平成25年度から平成27年度まで大幅な赤字を計上。

・平成25年度 ▲39億円

・平成26年度 ▲215億円

・平成27年度 ▲294億円

日本郵便補足

<利用構造>

- ・ 第二種郵便物の物数は、年賀3割（大半は個人利用）、その他7割（大半が法人利用）。
- ・ 法人利用者がコスト削減のため、第一種郵便物の利用から第二種郵便物の利用に移行。
- ・ 年賀についてはその他の第二種郵便物よりも取扱コストが低く、収支は黒字。

<コスト（赤字要因）>

- ・ 第二種郵便物は第一種郵便物（定形郵便物）と同一のオペレーションで処理していて、直接的なコストは同程度であるのに対し、料金は第一種郵便物（定形郵便物）に比べ安く設定されていることが原因。
- ・ 取扱コストの低い年賀が減少していることも全体としての赤字拡大につながっている要因。

## 3. 日本郵便㈱における経営効率化等の取組状況

- 郵便事業は、売上高人件費率が6割を超えている労働集約的なコスト構造。
- 労働力市場のひっ迫による人件費単価の高騰や、法定福利費の増加など外的要因による人件費の増加があったものの、業務の機械化・システム化、各種業務の見直し等による生産性向上に取り組むことにより人件費を削減し、売上高人件費率の低下を実現。
- 郵便物数が平成13年度のピーク時に比べ約30%減少する中、経営効率化の取組、サービス改善・収入源の拡大の取組を実施し、黒字を維持。

## &lt;経営効率化等の取組の例&gt;

業務の機械化・システム化、業務の見える化による効率化、集配拠点の見直し(削減)、郵便・物流ネットワークの再編、運送費の削減(郵便物と荷物の混載による効率的な運送等)、新商品・サービスの提供(レターパックプラス、スマートレター、Webレタックスなど)、手紙文化振興(手紙教室、コンクール等)、受取利便性の向上(大型郵便受箱の設置勧奨) など

## 4. 構成員の主な意見等

## &lt;第二種郵便物&gt;

- 第一種郵便物の黒字で第二種から第四種郵便物の赤字を賄うことができないというトレンドが続くとすると値上げしか選択肢はない。
- 諸外国でも第一種郵便物の価格と一緒にしているところもある。また、年賀とそれ以外に分けて、料金体系を見直すこともあるのではないかと。
- コスト削減をやりつくした後でない料金値上げの話はできないと思う。企業努力を踏まえても値上げが必要であることの説明が必要。
- 値上げによりどの程度需要が下がるか等の分析や法人の大口割引についての精査が必要。

## &lt;大型郵便物&gt;

- eコマースの影響などにより、郵便物が大型化し、コスト増になっているなら、料金設定や配送方法を限定することもあるのではないかと。

## &lt;その他&gt;

- 日本郵便㈱において、さらに規制緩和の要望や料金見直しの動き等があれば教えていただきたい。
- 将来的には、諸外国でやっているような補助金や基金という方法も検討すべきではないか。
- ユニバーサルサービスの維持に係るコスト負担について情報公開することも考えられるのではないかと。

## 【日本郵便の回答】

- ・ 当社として採れる選択肢は多くない。郵便料金についても不断に検討したい。
- ・ 経営努力でコスト増を吸収するには限界があるため、必要に応じて料金水準についても検討することが必要。
- ・ 料金割引について、現在は割引料金を設定することにより差立区分が省略可能になるなど、効率的な事業運営に貢献していると考えている。

## 5. 課題等に対するWGとしての整理

日本郵便㈱の経営の取組として、経営効率化による一層のコスト削減、新商品・サービス開発等による収益拡大に継続的に取り組むことが前提ではあるが、現状の収支構造を踏まえると、ユニバーサルサービスを安定的に提供する観点からも、郵便料金の見直しによる収支改善、経営基盤の強化も選択しうる方策ではないか。

- 郵便物数が平成13年度をピークに減少(平成27年度はピーク時と比べ約30%減少)する中で、料金水準は22年間維持されてきたが、今後も郵便物数の増加を見込むことが厳しい状況において、日本郵便㈱が安定的な利益を確保し、ユニバーサルサービスを提供していくために取りうる選択肢は限られている。
- 郵便事業の収支については、第一種郵便物の黒字が減少傾向にあり、さらに、政策的な低廉料金サービスである第三種及び第四種郵便物の構造的な赤字に加え、第二種郵便物の赤字が拡大しており、このような収支のトレンドが続くなら、日本郵便㈱における経営効率化や収益拡大に向けた継続的な取組が前提ではあるが、ユニバーサルサービスを安定的に提供する観点からも第二種郵便物の郵便料金の見直しも選択肢。
- 併せて、近年、その取扱数が増加傾向にあるとともに、大型化によりコスト増となっている定形外郵便物(第一種郵便物)など、機械処理ができず、郵便受箱に投函できないもの(コスト増となっている郵便物)についても、料金体系を見直すことも方策の一つ。
- ただし、上記については、次の点についても留意が必要。

## ＜留意すべき事項＞

- ① 日本郵便㈱における経営効率化によるコスト削減や収益拡大等の継続的な取組が必要。
- ② 料金の見直しによって郵便物の需要を大きく減少させることがないように注意が必要。
- ③ ②の観点も踏まえ、第二種郵便物の利用構造や収支構造にも配慮。
- ④ ②の観点も踏まえ、大型郵便物については、コスト増につながらないものについても配慮。
- ⑤ 利用者への説明や利用者の理解の観点から、収支状況について、ユニバーサルサービスの負担構造等を含めて、より分かりやすい一層の情報開示が必要(別紙参照)。
- ⑥ 郵便が個人間の通信手段として、社会的、文化的な観点でも重要であることを踏まえ、例えば、年賀とそれ以外の料金を分けて考えるなど、様々な選択肢の検討が必要。

## 1. 現状

### (1) 制度の現状

日本郵便(株)は郵便法及び郵便法施行規則の規定に基づき、毎事業年度終了後、郵便事業の収支の状況の総務大臣への報告及び公表を義務付けられている。一方で、収支状況の具体的な区分については法令上定めがない。

### (2) 公表の現状

日本郵便(株)では、これまで、法律に基づく、郵便事業の収支状況の報告公表に当たっては、郵便物の種類別等の収支がわかるように区分したものを含め、報告及び公表。

#### 【収支状況の区分の現状】

- 内国郵便： 第一種から第四種、特殊取扱の5つで区分(\*1)

\*1 法律上、特殊取扱には、義務的なユニバーサルサービスと任意のサービスがある。

- 国際郵便： 国際郵便の区分のみ(\*2)

\*2 万国郵便条約では、通常郵便物、小包郵便物、EMS業務等の種類が設けられている。

また、日本郵便(株)の定める国際郵便約款では、国際郵便物の種類は、通常郵便物、小包郵便物及び国際スピード郵便物(EMS郵便物)とされている。

## 2. 構成員の主な意見等

- 今後、事業が赤字になると、どの部分が赤字なのかなどを国民に説明しないと理解が得られない。
- 現在の公表資料では、どれがユニバーサルサービスで、その収支がいくらであるかなどがよく分からない。より一層の情報開示をお願いしたい。
- 国際郵便についても、国民の理解の観点からも通常郵便物、小包郵便物、EMSに分けて記載すればどうか。

## 3. WGとしての整理

郵便物の種類別等に応じた収支構造や相互の負担構造とユニバーサルサービスの維持・提供に係る透明性を確保する観点からも、利用者へのより一層の情報開示を図っていくとともに、そのために必要な制度的な担保について検討が必要。その際には次の点について留意が必要。

- 内国郵便については、法律に定められている郵便物の種類等の区分やユニバーサルサービスの義務付けがあるサービスとそれ以外との関係を考慮
- 国際郵便については、万国郵便条約や日本郵便が提供しているサービス(通常郵便物、小包郵便物、EMS)の区分を考慮

### 1. 現状

#### (1) 第三種及び第四種郵便物

新聞・雑誌等の定期刊行物や特定の目的のために低廉な料金が要請されているもので、昭和56年の見直し以降、現行の内容となっている。

第三種郵便物：定期刊行物（一般、低料（月3回以上発行の新聞紙、心身障害者団体発行のもの））

第四種郵便物：通信教育用、点字、盲人用録音物等、植物種子等、学術刊行物

#### (2) 第三種及び第四種郵便物の引受物数の推移

➤ 第三種郵便物は平成27年度2.2億通（一般、低料ともに減少）。第四種郵便物は、平成27年度は0.19億通（点字が増加傾向、植物種子等はほぼ横ばい、その他は減少）。

#### (3) 第三種及び第四種郵便物の収支

➤ 構造的に赤字となっており、平成27年度において、第三種郵便物の営業利益は67億円の赤字、第四種郵便物の営業利益は11億円の赤字。

#### (4) 第三種及び第四種郵便物の承認・指定件数

➤ 第三種郵便物の対象刊行物数は連続して減少。新規承認件数も減少。

➤ 第四種郵便物について、通信教育用の利用者数は若干の増加傾向、植物種子等の利用者数は過去5年間で若干の増加傾向にあるが、約半数が特定の2者によるもの、学術刊行物の指定件数は微減（新規件数は1桁台）、特定録音物等の指定件数は横ばい。

### 2. 課題（日本郵便㈱から示された課題）

#### (1) 制度の社会的意義

- ・ 定期刊行物の郵送購読者の負担軽減（第三種）
- ・ 公職選挙法に基づく選挙報道・評論の自由（第三種）
- ・ 盲人の福祉の増進（点字・特定録音物等）

#### (2) 環境の変化

- ・ 教育の普及・教育教材や教授方法の多様化（通信教育用）
- ・ 農産種苗の頒布・販売方法の多様化・販売拠点の増加（植物種子）
- ・ 学術研究に関する議論・発表の手法の多様化（学術刊行物）

#### (3) 赤字体質

第三種、第四種とも構造的な赤字。

#### (4) 承認条件等のチェックに係るコスト負担

第三種・第四種郵便物に係る承認・指定等の事務を専担で行う郵便審査事務センターの設置（正社員9名、期間雇用社員15名）。

#### 【日本郵便㈱補足】

- ・ 状況が変わってきたと思うが、第三種及び第四種郵便物が政策的に意味あるものか判断するのは政府。
- ・ 第三種及び第四種は、例えば、低料第三種郵便物は8円、第四種郵便物の盲人用は無料であることから、元々黒字になることは想定されていない。

### 3. 関係省庁による制度の必要性・妥当性等に対する意見

関係省庁からは、今日においても、第三種及び第四種郵便物の制度の妥当性・必要性があり、利用者ニーズも高いといった意見が出された。

### 4. 構成員の主な意見等

#### <共通>

- 第三種及び第四種郵便物は低料金のまま据え置かれている印象が強い。政策的な意義がやや薄れているようなものもあれば、現在もなお政策的な低廉料金を堅持する必要があるものもある。一律に全部見るといよりも個々の制度の意義について精査することも必要。
- 諸外国の状況を踏まえ、社会福祉目的とそれ以外で大きく分けて、個別に必要性について精査していくことも必要。
- この検討会において、広く国民全体に負担してもらおうという観点で郵便料金の見直しが提言として出てきてもいい。料金の割引という形で日本郵便に負担させることが政策目的を達成するために適切な手段なのか考えることが必要。
- 各省の第三種・第四種郵便物への思い入れは強く、各省へヒアリングする機会を設けていただきたい。また、関係省庁へのヒアリングの際には、定量的なデータ、その影響との因果関係及び代替可能性を聞きたい。

#### <第三種郵便物>

- 心身障害者用サービスには無視できない需要が引き続きあり、それには答えていくべきだと思う。また、一般第三種郵便物は代替サービスが存在し、低料第三種郵便物とは区別して議論する必要があると思う。

#### <第四種郵便物>

- 第四種郵便物の植物種子について、農林水産省の意見では「大半の農家が利用している。」とあるが、実際、大半の利用が2者となっていることは公益性の観点から望ましい状況ではないと感じる。平成16年の民営化の会議で、(農林水産省は)廃止やむなしと言っており、精査が必要。
- 学術刊行物について、学術振興というのであれば、配送ではなく、ホームページの作成など、電子媒体にする際の補助というのものではないか。
- 通信教育について、制度創設当初の教育の普及という段階ではなく、新たな課題が見えてきているのが現状だと思う。意義が変わってきている以上、内容について詳細に見ていく必要。一方、制度を残しておくこととICT化が遅れるという側面もある。
- 日本郵便は民営化し、一事業者となったのならば、第四種郵便物の料金を改定すべきだと思う。コストに見合った料金であることが必要。ただ、これまでの経緯があるので、激変緩和措置としての料金体系は必要だろう。

### 5. 今後の進め方

政策的低廉料金サービスである、第三種・第四種郵便物については、年明け以降、関係省庁等へのヒアリングなどを踏まえて、引き続き、本ワーキンググループにおいて検討・整理を実施する予定。



## 1. 現状（郵便法に定める主な認可・届出等の手続）

	制定・変更等に必要な行政手続	審議会諮問
郵便料金	届出(第一種、第二種、特殊取扱等)、認可(第三種、第四種)	あり
郵便約款	認可 ※料金及び軽微な事項(地域及び期間を限定した試験的役務等)を除く	あり
郵便業務管理規程	認可	あり
郵便の業務の一部委託	認可 ※別に法律(郵便物運送委託法、郵便切手類販売所等に関する法律、簡易郵便局法)で定める業務は基準認可	なし
郵便認証司	郵便認証司の任命・兼業の承認 ※上記の他、総務大臣が郵便認証司の懲戒・罷免等を行うために必要な報告義務がある	なし

## 2. 課題（日本郵便㈱から示された課題）

## (1) 郵便料金の認可・届出

試行的役務についても料金届出が必要(料金については、約款認可のような軽微事項の例外なし)。

## (2) 郵便業務管理規程の認可

消費税増税対応や料金改定時における郵便切手等の料額印面を変更する際、郵便業務管理規程の変更認可の審議会諮問の手続を経る必要。

## (3) 郵便の業務の一部委託の認可

個別の受託者の個別の受託業務ごとに認可が必要となっており、受託者が変更した場合や既存受託者の受託業務追加の場合などにおいて認可申請手続が必要。

## (4) 郵便認証司

郵便認証司の任命には、郵便局で必要な郵便認証司の数の調査、本社への報告、本社での候補者名のチェック、総務省への推薦の作業が必要。また、任命後は本社から任命書を各郵便局に送付するなど、制度の運用に負荷。

## 【日本郵便㈱補足】

- ・ 試行サービスについて、約款は認可不要であるのに、料金は届出となっていることについて並びをとってもいいのではないかと考えている。
- ・ 業務の一部委託についても貨物法制と同じようなものとなればよいと考えている。
- ・ 郵便認証司については、国の時代から引き続き行っている事務に対して、民営化の際に導入された制度であり、変更手続にかなりのコストが掛かっていると思うので、簡便にできればありがたい。

## 3. 構成員の主な意見等

## &lt;共通&gt;

- 原則として不要な規制や認可はなくして、事業者がよりイノベティブな方向に向かえばいいと思う。
- 「国民生活・経済に及ぼす影響力の大きい重要な処分等」について、影響が軽微なものについては、日本郵便の負担軽減を検討してはどうか。
- 日本郵便(株)において、さらに規制緩和の要望や料金見直しの動き等があれば教えていただきたい。(再掲)

## &lt;郵便料金の認可・届出&gt;

- 試験的役務のうち、軽微なもの基準を明確にして、その料金を事後届出にすることを考えるべき。
- 速達等を除く任意の特殊取扱について、新規、変更共に事後届出でもいいのではないか。
- 約款で軽微な事項として規定している「地域及び期間」については、「及び」ではなく「あるいは」として、期間だけを限定すればよいのではないか。

## &lt;郵便業務管理規程の認可&gt;

- 利用者の利便や消費税増税等に応じて事業者が記載事項を変更するだけのために審議会への諮問が必要というのは日本郵便への負担。
- 利便性を欠くことがない程度の記述が業務管理規程になされるよう、認可基準についても見直しの要否を検討していただきたい。金額の表は必ずしもいらぬのではないか。

## &lt;郵便の業務の一部委託の認可&gt;

- ①今後、委託先の変更等が増えるのか、②離島における郵便内務事務は、定型的で委託基準を定めることができる性質のものなのか、③郵便物運送委託法等に定められている業務以外で、定型的で多数の者に委託する業務がどの程度あるのか、日本郵便に確認していただきたい。
- 過疎地域において、サービスを維持する観点から、業務委託が必要となる場合が増えることも想定されるところ、委託基準とする範囲を狭く考えるのではなく、見直していく必要。

## &lt;郵便認証司&gt;

- 郵便認証司の制度を廃止することは難しいと思うが、例えば、罷免に関する毎月の報告については、ここまでの頻度で行う必要があるのだろうか。
- 日本郵便の使用人の労務管理等を通じて公文書の内容証明・送達業務の公正性・適切性が担保されるならば、制度を廃止してもいいのではないか。
- 兼業禁止について、特に過疎地域においては兼業が必要な者がいることから、今後、ユニバーサルサービスを維持するために、このようなしほりをつけるのはいかがなものかと思う。過剰だと思う。一定の部分を日本郵便に委ねても差し支えない仕組みを探っていくべきではないか。
- 制度の必要性については慎重な検討が必要。また、郵便認証司制度という形で安定した送達を担保することが制度的に最も低廉なコストである可能性もあり、過度な規制は不要で見直すべきではあるが、制度的なコストを勘案しながら、慎重に検討すべきだと思う。

#### 4. 課題に対するWGとしての整理

郵便法に基づく認可・届出等に係る日本郵便㈱の事務的負担の軽減を図るため、以下の項目について、必要な見直しの検討を行っていくべきではないか。

なお、以下の項目以外の項目についても、必要に応じて、日本郵便㈱がイノベティブな方向に向かうよう、継続的に検討を行っていくべきではないか。

##### (1) 試行サービスに係る料金規制及び郵便約款に係る規定の見直し

国民生活や郵便事業収支への影響が小さいと考えられる試行サービスの範囲とその料金規制、及び郵便約款において認可を不要としている軽微事項の内容について見直しを検討すべきではないか。

また、日本郵便㈱の負担軽減の観点から、試行サービスの料金規制の考え方について、今後、さらなる検討を行っていくべきではないか。

##### (2) 郵便業務管理規程の認可申請手続に係る見直し

日本郵便㈱における業務の効率化、利用者の利便が確保されることを前提として、郵便切手等の料額印面に係る郵便業務管理規程の記載事項や認可基準について見直しを検討すべきではないか。

##### (3) 郵便業務の一部委託に係る手続の見直し

定型的で多数の者への委託が想定される業務の今後の見込み等を日本郵便㈱に確認した上で、該当する業務がある場合は、当該業務を委託基準に従って委託することの可否について、今後、さらなる検討を行っていくべきではないか。

##### (4) 郵便認証司制度に係る手続等の見直し

現在の法制度を前提として、郵便認証司の罷免等のために必要な報告、郵便認証司の兼業承認に係る手続など、日本郵便㈱の負担軽減に資するものについて必要に応じて見直しを検討すべきではないか。

また、郵便認証司制度の在り方や、その制度運用に必要不可欠な手続については、制度創設趣旨や経緯等を踏まえつつ、今後、さらなる検討を行っていくべきではないか。

## 1. 現状

## (1) 郵便局の設置

- 会社は、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。
- いずれの市町村(特別区を含む。)においても、一以上の郵便局を設置しなければならないほか、地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置され、また、交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていなければならない。
- また、過疎地においては、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第三十号)の施行の際、現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすることとされている。

## (2) 郵便局数の推移

- 郵便局の合計数は、公社時代は減少し、民営化後は大きな変化なく推移。

	民営化時(H19.10)	H28.6末
郵便局数	24,540局	24,453局【▲87局】
直営局	20,241局	20,165局【▲76局】
簡易局	4,299局	4,288局【▲11局】

## (3) 過疎地における郵便局

- 過疎地における郵便局ネットワーク水準も維持。
- 過疎地の郵便局のうち、約半数が窓口来客数20人/日以下。そのうち半数が窓口来客数10人以下であり、大半は簡易局。

## 2. 課題(日本郵便㈱から示された課題)

## ➤ 過疎地における郵便局ネットワークの維持

日本の社会において急速に進行している、少子高齢化、都市部への人口集中と過疎地の人口減少という現象を踏まえると、今後も効率的な経営に努めていくものの、現在の仕組みでこのまま過疎地の郵便局について、ユニバーサルサービスを維持し続けることが可能かは重要な課題

【日本郵便㈱における取組】 郵便局ネットワークの維持に向けて、郵便局店舗の最適配置のための取組、簡易郵便局に対する取組を実施

## 3. 構成員の主な意見等

- ユニバーサルサービスは義務であるが、ブランドでもあるので頑張してほしい。
- 高齢者の見守り、買い物支援等は地方の要望度合いが高い。
- 直営局を簡易局にすること、郵便局の窓口時間を限定すること、簡易局の受託者の人材を広く求めること、見守りサービスや自治体との連携サービス、民間金融機関の業務の受託などを少し幅広に検討していただきたい。
- 過疎地の郵便局の約半数が窓口来客数は20人/日以下とのことだが、郵便局に足を運ぶことが郵便局の存続になることを地元の住民に伝え、郵便局の利用につなげていくべき。
- 郵便局で多様なサービスを行うことで、郵便事業に係る固定費用を軽減でき、地域にも貢献できる思うので積極的に頑張っていたきたい。
- 郵便局ネットワークの維持には相当なコストがかかり、これについてはユニバココストとして整理して頂くことだと思う。

## 4. 今後の進め方

地域における郵便局ネットワークの維持については、年明け以降、本ワーキンググループにおいてさらに議論を深めていくこととする。